

The Britannia Steam Ship Insurance Association Limited

クラス6(FD&D)メンバー各位

1990年契約(準拠法)法 (Contracts (Applicable Law) Act 1990)

1991年4月1日、英国で1990年契約(準拠法)法が発効した。同法は、複数の国が関係する契約に適用される法規を定めた1980年ローマ条約(Rome Convention of 1980)(訳注)を国内法化したものであり、1991年4月1日以降に結ばれたすべての契約に適用される。

同法は、準拠法選択約款を欠く契約において準拠法を決定するガイドラインとなるものである。英国のコモン・ローでは、準拠法選択約款がない場合、司法管轄約款(すなわち法廷地の選択に関する条項)が、契約は選択された司法管轄地の法律に準拠すべきであるとする強い推断を支えるとされていた。この法律の発効で、もはやこの推断は成り立たず、適用法の選択に関する明示約款がない場合の準拠法を決定するために新たな基準が用いられることになった。(すなわち)英国裁判所は今後、契約が「最も密接に関係する」国の法律を準拠法とすることになろう。

多くの場合、この新基準が適用されても従来と異なる結果を見ることにはならないだろうが、英国での不確実で時間と費用のかかる訴訟を避けるため、用船契約や船荷証券には司法管轄約款(すなわち法廷地の選択に関する条項)に加え準拠法の選択を明示する約款を挿入することを強くお勧めする。

以上

(訳注) 正式には「1980 年 EC 契約債務準拠法条約」。契約の準拠法について EC 諸国の国際私法を統一する条約。